

附属書 I – 認証範囲の記述

認証適用範囲の記述は、被認証組織によって提供される、認証機関によって審査された、プロセス/活動、製品及び/又はサービスを表すこと。

認証範囲の記述に対する要求事項の表

| 基準 | | 要求事項 |
|----|---------|--|
| 1 | 言語 | <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲は英語で記述すること、しかし 他言語が加えられることがある（被認証組織の国の言語等）。 |
| 2 | 認証範囲の内容 | <p>認証範囲の記述は以下であること：</p> <ol style="list-style-type: none"> スキームの適用範囲内であること。 認証機関によって審査された、被認証組織のプロセス/活動、提供している製品及び/又はサービスを明確にすること。 同じ法人に属し、その食品安全マネジメントシステム内にある主なプロセス/活動を簡潔に記述すること。 分かり易く、意図した用途を反映すること。 宣伝に関わる記述又は主張は含まないこと。 |
| 3 | 包装資材 | <ol style="list-style-type: none"> 特定の種類の包装資材を明確にすること（プラスチック、紙、板、ガラス、金属等）。 食品及び/又は飼料産業用向けであることを特定すること。 <p>注記： 個人的なケア製品、医薬又は他の用途のための包装はスキームの適用範囲には入らない。</p> |
| 4 | 副産物 | <p>飼料産業での使用を意図した食品製造からの副産物は、次の場合、食品の適用範囲の記述に含まれることがある：</p> <ol style="list-style-type: none"> 飼料産業での使用を意図したものと記述されている。 |
| | サイト外の活動 | <p>サイト外の活動は、以下である場合のみ、適用範囲の記述に含まれることがある：</p> |
| 5 | 言語 | <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲は英語で記述すること、しかし 他言語が加えられることがある（被認証組織の国の言語等）。 |

| | | |
|---|---------------|--|
| 6 | 添加物として使用されるガス | <ol style="list-style-type: none">1. (食品又は包装いずれかの用途の) 添加ガスは、FAO Codex 国際連合食糧農業機関 (FAO) 国際食品規格委員会 (Codex) の承認された添加物リスト (www.fao.org/input/download/standards/9/CXA_006efs_2015.pdf) に含まれていなければならない。2. ガスの用途は特定されなければならない、例えば、「食品成分又は包装用ガスとして使用される...」。 |
|---|---------------|--|

注

2017 年 1 月 1 日より、「倉庫保管及び流通」についての範囲の声明は、「輸送及び保管」に置き換えられた [上表 6 項]。